

11月は児童虐待防止推進月間です



児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件が後を絶たず、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

厚生労働省では、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起のため、積極的な啓発活動を行っています。

いじめや虐待などの悩みについて、次の窓口にて相談を受け付けていますのでご利用ください。

チャイルドライン

チャイルドラインは、18歳までの子どものための相談先です。

なやみや誰かと話したい時、チャイルドラインとつながってください。

TEL0120 (99) 7777

(毎日 午後4時～9時)

運営：特定非営利活動法人 (NPO法人) チャイルドライン支援センター

児童相談所 全国共通ダイヤル

18歳未満の子どもに関する、さまざまな相談。虐待に関する相談など。

電話は、住んでいる地域の児童相談所につながります。

TEL189 (24時間)

よりそいホットライン

「どんなひとの、どんななやみにもよりそって、いっしょに解決する方法をさがします」

自殺予防・DV・性暴力・セクシャルマイノリティの専門回線もあります。

外国語による相談もあります (9カ国語)

TEL0120 (279) 338

(24時間)

運営：一般社団法人社会的包摂サポートセンター

子どもの人権110番

学校でいじめをうけて学校に行きたくない、親から虐待されている、でも先生や親には言えない…だれに相談していいかわからない…。

もしもそんな苦しみをかかえていたら、1人でなやまずにお電話ください。

電話は、近くの法務局・地方方法務局につながり、相談は、法務局職員または人権擁護委員がお受けします。

相談は無料で、秘密は守ります。

TEL0120 (007) 110

(平日午前8時30分～午後5時15分)

運営：法務省

24時間こどもSOSダイヤル (通話無料)

いじめでこまったり、自分や友人の安全に不安があったりしたら、1人でなやまず、いつでもすぐに電話で相談してください。

TEL0120 (0) 78310

(24時間)

運営：文部科学省

こども家庭センター (役場 子育て支援課内)

妊娠・出産・子育てについて、お気軽にご相談ください。

TEL0967 (67) 2715

(月～金曜 (祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時)



〈問い合わせ〉子育て支援課 子育て支援係 TEL0967 (67) 2715